

【令和 5 年度事業計画書】

社会福祉法人ゆたか会

はじめに

社会福祉法人ゆたか会は、令和 4 年 7 月末にて、法人設立 40 周年を迎えることができました。コロナ感染症流行の中、祝賀行事等は自粛いたしましたが、創立 40 周年の節目を迎え、今後 50 年・60 年と障害者福祉の向上に貢献し続けることができる様努めてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症発生から 3 年が経過し、令和 4 年度も終息の目途が立たぬまま終えようとしています。国では、コロナ感染症の感染症法上の分類を 2 類相当から 5 類へ引き下げる方針が発表されました。

利用者の皆様には、外出の制限・面会の制限等ご辛抱いただくことばかりの 3 年がありました。流行より 2 年半の間は、施設内では感染者を出さず経過しておりましたが、昨年 8 月から 9 月にかけて通所棟・入所棟にて感染が広がり、クラスターの指定を受けることとなってしまいました。幸い職員たちの徹底した感染拡大防止対策により入所棟では 11 名の利用者感染で抑え込みすることができ、その後終息を迎えることができました。通所棟では感染拡大防止の為、3 週間程度の施設閉鎖を実施し、利用者・ご家族の皆様にご迷惑をかける事態となりましたが、ご理解・ご協力を頂き感染終息に至りました。

現在も密を避けるため、各種行事、日々の活動等も予定どおりは行えず、 職員の研修は、オンラインでの参加が続いております。1月より5回目のワクチンの接種を行い、利用者・職員の接種が重篤な副反応なく終了いたしました。ひきつづき新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、施設内に感染が広がらないよう 予防に努めながら、コロナ前の生活に戻れるよう徐々に制限の緩和を行ってまいります。

さて、法人経営については、コロナ感染症発生により通所者利用日数の減少、入所者の入院が例年より増加等の要因により利用率が減少し収入が 5 パーセント程度低下しています。令和 5 年度は、利用率の向上に努めてまいります。

令和 5 年度も地域の拠点施設として利用者のニーズに対するきめ細かな対応・質の高いサービスを持続的に提供できるよう努め、利用者満足度の向上により、各サービスの高い利用率の維持に努めます。少子高齢化による人材不足が世間を騒がせていますが、当法人では、退職者も少なく、平均勤続年数が 18 年を超えている状況であります。今後とも職員の処遇に留意し、長く勤めていただける働きやすい職場作りに努めます。職員がやりがいを持ち、楽しく働ける職場とすることが、利用者処遇向上・虐待防止等につながり、「無くてはならない施設・困ったときにあてにされる施設」として地域の皆様より信頼される法人・施設として認められることにつながると考え、法人・利用者・職員がお互いに尊重され満足できる経営に努めます。

令和 5 年度も、将来の法人を担う若い職員の育成を行い、今後、退職時期を迎えるべ

テラン職員からの世代交代が順調に進んでいくよう努めてまいります。

伊都・橋本圏域では、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等として「地域生活支援拠点」の整備を進めています。当法人は、令和 3 年 10 月より改築した「障害者支援施設リハビリ橋本」を、この支援拠点として指定いただきました。今後とも地域の障害者福祉向上の拠点として、貢献してまいりたいと考えております。

令和 5 年度も、法人のコンプライアンス・ガバナンスの強化に努め、各種 法人情報
報をホームページ上にて積極的に公開し、透明性のある法人経営を引き続き行ってまいります。

1. 令和 5 年度の基本方針

(1) コロナ感染症対策の継続

- ① 外出・面会の制限を徐々に緩和
- ② 蜜を避けるため食事時間 3 部制の継続、対面しない食事継続
- ③ 外部者の入館制限継続
- ④ 直接処遇職員のマスク・フェースシールド併用の継続
- ⑤ 手洗い・アルコール消毒・検温の徹底
- ⑥ 職員体調不良時の出勤停止の継続

(2) 目指す方向

① 長期的に地域の皆様に安心・安全を提供できる福祉拠点づくりのため入所施設・短期入所・通所サービス・相談支援事業を充実させ、地域への貢献拡大を行う。

② サービスマネジメント体制の充実

目標管理、計画的な外部研修、内部研修、経営分析、内部監査などを実施する。また、利用者重視の気風を徹底し、サービスの質や施設環境を各職員が自ら工夫・改善していく能力を高め、利用者のニーズに応え満足度を高めていく。

③ 経営基盤の安定・強化をすすめる

今後も長期的な視野にたって、継続した経営基盤を強化していくため、経費の合理化を図りつつ、安定した経営に努める。

2. 法人経営方針

“大慈・大悲と人間愛”の基本理念のもと、社会福祉事業の担い手として、経営基盤の安定を図り、提供する福祉サービスの質向上と経営の透明性を保ちながら、地域福祉の向上・推進に努める。

(1) 経営基盤（サービス・組織・財務）安定のために

- ① 法令遵守、リスク管理体制の強化
- ② 利用者満足度向上、苦情対応体制の強化、サービス評価の実施
- ③ 職員教育・研修の充実による職員のサービス技術向上
- ④ 業務マニュアルの定期的な見直し及び整備
- ⑤ リスクマネジメントによるサービスの品質管理の徹底
- ⑥ ボランティアの積極的な受入
- ⑦ 地域住民のニーズに対応したサービスの検討
- ⑧ I Tを活用した情報提供・業務の効率化
- ⑨ サービス利用率の向上（各サービスの利用率 100%を目指す）
- ⑩ 内部監査の継続
- ⑪ 報酬改定への確実な対応
- ⑫ 適切な利益の確保
- ⑬ 離職者ゼロを目指す
- ⑭ 感染症対策の徹底
- ⑮ 人権尊重の徹底

3. 組織

自立的運営の確立が求められるなか、主体的な取り組みと事業所間の

連携がますます必要となっている。円滑な法人運営を行うため組織の強化を図る。

- (1) 理事会、評議員会、監事会の適確なる職務の遂行
- (2) 管理者の能力・責任感の向上を図る。
 - ①管理者としての役割および責任の認識の徹底を図る。
 - ②施設における一連の業務の把握。
- (3) 人材育成のため、施設内外の研修を行い、環境変化に適応できるケアやマネジメントを習得し、役割に応じた行動ができる人材の育成に努める。
- (4) 職務の集中化を回避し、急な退職者に対応できる体制を整備する。
 - ①全ての業務をチームで行う。
 - ②常にプラスアルファの人材を確保しておく。
- (5) 内部統制機能の強化を図る。
 - ① 適正な事業運営が継続できるように内部チェック機能の強化を図る。
 - ②法令順守規定に則り、業務管理体制の徹底を図る。

4. 地域貢献（地域福祉の推進）

我々の障害者支援施設は、地域社会とともに存在し、地域福祉を支える使命を制度上も担保されている。他の事業主体では対応できないさまざまな福祉ニーズを補うことで地域社会に貢献する。

(1) 地域福祉の人材育成（ボランティア、実習生の受入れ）

(2) 障害者相談支援事業で障害者や家族の相談支援

(3) 地域の人々に福祉への関心を深めてもらうため、施設利用希望者

や民生委員、地域住民の方がたに見学推進

(4) 地域との交流

小中高等学校の職場体験と交流会、季節ごとの行事などを通して地域住民の方がたとの交流を進めていく。

(5) 会議室、集会室など地域でのサークル・交流活動などされている 団体

のイベントに無償で開放する。

(6) 福祉人材の受入れ

教員免許取得希望の学生や介護福祉士を目指す実習生などを広く受け入れる。

(7) コミュニティケアの実現をめざし、より一層の地域公益活動に努め

る。出来るだけ地域の中で地域とのつながりを保ちながら処遇する。

5. 施設運営

各事業別実施状況

(1) 障害者支援施設リハビリ橋本

- ① 施設入所支援 定員 50 名 現員 50 名
- ② 生活介護 定員 50 名 現員 50 名
- ③ 短期入所 定員 8 名

(2) 生活介護事業所リハビリ橋本Ⅱ

- ① 生活介護 定員 30 名

(3) 障害者地域生活相談支援センターリハビリ橋本

- ① 地域定着支援
- ② 地域移行支援
- ③ 計画相談支援
- ④ 障害児相談支援
- ⑤ 障害者相談支援事業(委託相談)

(4) リハビリ橋本診療所

各種委員会活動

- (1) 日常生活支援（生活向上・人権尊重虐待防止・個人情報保護委員会）

- ① 利用者さまの生活の充実・改善を継続。
- ② 日中活動支援の充実・改善を継続。
- ③ マニュアル制定・改訂の上、充実・改善を継続。
- ④ 人権研修・虐待防止・身体拘束適正化研修を実施し、職員の人権意識を高め、虐待を起こさせない体制確立を継続。
- ⑤ 個人情報保護徹底を継続。

(2) 職員の資質向上（自己点検評価委員会）

- ① ポートフォリオを活用し、メンタルケアおよび介護技術の充実・改善を継続。
- ② 自己評価点検シートの活用・改善を継続。
- ③ 介護職の役割を知り、常にモチベーション向上に努める。

(3) 介護事故の防止（介護事故防止対策委員会）

- ① インシデント(ひやり・はっと)レポートにより集計・評価し、対応策の充実・改善を継続。

(4) 施設内感染・褥創予防（感染症・褥創防止対策委員会）

- ① コロナ感染症・食中毒・ノロウイルス・インフルエンザ・肝炎・褥創についての注意喚起、対応策を提示する。

(5) 健康・衛生に関する支援（医師・歯科医師・看護師・管理栄養士に

よる医療チーム)

- ① 医師・歯科医師による定期的診療。
- ② 全職員・利用者へ健康・衛生の講習を行い、啓蒙を継続。
- ③ 全職員・利用者に定期健康診断の実施。

(6) 防災対策 (防災・防犯管理委員会)

- ① 避難・通報・消火訓練を年3回実施する。
- ② 救急訓練・防犯訓練を実施する。
- ④ 消防計画に基づく、定期検査の実施。
- ⑤ 防災管理規定を検証し、充実・改善を図る。
- ⑥ 緊急時対応マニュアルを検証し、充実・改善を図る。
- ⑦ 緊急時の地域との協力体制を構築する。
- ⑧ 福祉避難所としての体制整備。
- ⑨ 地震・風水害など防災対応マニュアルの見直しを継続。
- ⑩ 備蓄品の管理・充実を図る。

(7) 調理場の衛生・栄養管理 (給食委員会)

- ① 衛生管理、食中毒予防に努める。
- ② 嗜好調査を定期的に行ない、献立の充実・改善を継続。
- ③ 行事食の充実・改善を継続。

④ 食事申込表の管理を徹底する。

(8) 安全管理（安全管理対策・ハラスメント防止委員会）

① 法人所有車両の計画的な点検、整備を継続。

② 施設内備品の点検、安全確認をし、改善を継続。

③ 敷地内の安全を確認し、改善を継続。

④ 労働災害の防止（産業医、衛生管理者による巡視）に努める。

⑤ ハラスメント防止に努め、起こさせない体制確立を継続。

(9) 環境整備（環境整備委員会）

① 施設内外の環境整備（整理、整頓、清潔、快適、安全）を検証し、充実改善を継続。

(10) 広報活動（広報委員会）

① 施設だよりの発行(年 3 回ホームページ上にて発行予定)

② ホームページの更新を実施し、充実・改善を図る。

③ 行事の広報・案内状の送付。

④ 情報公開を積極的に行い、充実・改善を継続。

(11) 苦情解決・利用者満足度向上（苦情解決対策委員会）

① 苦情・意見・相談、満足度を分析し、充実・改善を継続。

6. 相談支援事業

障害者地域生活相談支援センターリハビリ橋本では、障害児者等からの各種相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行い、関係機関との連絡調整や権利擁護のために相談支援体制の充実を図ります。

橋本・伊都地域自立支援協議会では、行政、関係機関、障害者福祉団体、地域住民との連携・協働により誰もが安心して生活できる地域システムの構築として、地域生活支援拠点整備、医療的ケア児支援体制整備に向けて取り組みを行います。また、障害児者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、自己決定の尊重と意思決定支援を重視したサービス利用計画の作成を行います。

サービス等利用計画作成については、令和 5 年度中に新規 5 件・更新 120 件・更新モニタリング 200 件を実施する予定です。

7. 役員会・評議員会

役員会は、令和 5 年度は、6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回の開催を予定している。

評議員会（総会）は、6 月の開催を予定している。

8. 会議

職員会議、処遇会議、ケース会議、給食会議や各委員会会議は、月 1 回は必ず実施し、内容を全職員に周知する。

9. リスクマネジメントの継続

他施設よりいち早く始めたリスクマネジメントについては、職員の資質向上に役立っているので令和 4 年度においても引き続き取り組んでいく。

具体的には、職員より提出されたインシデントレポートにより、月 1 回の内容報告、年 1 回の集計を行い、職員間で対応を検討し、アクシデントが減少していくように対策を立て改善に努める。

10. 職員ポートフォリオの継続

平成 22 年度から職員各自の月間目標や日常ケアで感じたこと、気づいたことや体験等を記録する。1 人ひとりの気づきや体験を職員会議などで報告・討論し、全員で共有する。職員のモチベーション向上、利用者処遇向上に極めて有意義である。

11. 年中行事

- ① お花見会
- ② 七夕
- ③ 盆踊り（夏祭り）
- ④ 観月会
- ⑤ クリスマス会
- ⑥ 節分
- ⑦ グループ外出
- ⑧ 橋本市総合文化祭参加
- ⑨ 喫茶コーナー月 1 回実施
- ⑩ 余暇活動支援 手芸・陶芸・紙漉き・書道・ふれあい・絵画

カラオケ・ネイル・パソコン等の各サークル活動の実施

内職作業の充実

12. ホームページ

ホームページのリニューアルを完了

- 1) 法人の各種情報の積極的な公開を行う。
- 2) 施設だよりをホームページ上で公開する。
- 3) 施設内の日々の状況を発信する。

4) 職員採用ページを通じた応募の充実・拡大を行う。

尚、令和5年度各事業計画については、コロナ感染症の状況により実施の可否をその都度検討する。